

呉市告示第 383 号

令和 7 年度から令和 10 年度までの間に呉市が発注する物件の買入れ及び借入れ、製造及び修繕の請負、業務の委託等に係る契約（工事等の請負及び建設コンサルタント等業務の委託に係る契約を除く。）に関し、呉市契約規則（昭和 39 年呉市規則第 50 号）に規定する一般競争入札若しくは指名競争入札に参加し、又は随意契約の相手方となる者に必要な資格（以下「入札参加等資格」という。）を定めたので、入札参加等資格に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）に必要な条件及び資格審査申請の時期、手続等を呉市契約規則第 3 条第 4 項（同規則第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 10 月 23 日

呉市長 新原 芳明

1 申請者に必要な条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 継続して 1 年以上その事業を営んでいること。
- (3) 営業上必要とする許可、登録等を有していること。
- (4) 呉市税及び消費税を適正に納付していること。

2 資格審査に関する事項

入札参加等資格は、次に掲げる事項を総合審査した結果に基づき、資格審査申請に係る品目・業種の種類に応じて定めるものとする。このうち警備（機械警備を除く。）及び建築物清掃等の業務に係る入札参加等資格については、発注する業務の標準的な予定金額の区分に応じた等級を定めるものとする。

- (1) 営業年数
- (2) 従業員数
- (3) 年平均売上高
- (4) 資本金の額（法人で申請する場合）
- (5) 自己資本額（法人で申請する場合）
- (6) 流動比率（法人で申請する場合）
- (7) その他市長が必要と認める事項

3 資格審査申請の時期等

- (1) 申請受付期間
令和 6 年 12 月 2 日（月）から 12 月 20 日（金）まで
（土曜日、日曜日を除く。）

- (2) 申請受付時間
午前 9 時から午後 5 時まで

- (3) 申請場所
〒737-8501 呉市中央 4 丁目 1 番 6 号 呉市契約課用度契約グループ（呉市役所 7 階）

なお、申請受付期間経過後は、市長が特に必要と認める場合を除き申請を受理しない。

4 資格審査申請の方法

入札参加等資格審査申請書（様式は別に定める。）及び次に掲げる添付書類（以下「申請書等」という。）に返信用封筒（宛名記入・切手貼付したもの）を添えて、持参又は郵送の方法により申請する。

- (1) 登記記載事項証明書（申請者が個人の場合は身分証明書）（写し可）
- (2) 印鑑証明書（写し可）
- (3) 納税に関する誓約書等

ア 申請者（本店代表者）及び代理人（呉市との契約に係る入札及び見積り並びに契約の締結に関する権限を受任した者に限る。）の納税に関する誓約書

イ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）

- (4) 財務諸表等（直前 1 年分又はこれに準じるもの）

ア 法人 貸借対照表及び損益計算書の写し

イ 個人 確定申告書又は損益計算書の写し

(5) 使用印鑑届

(6) 次に掲げる書類で申請者において該当があるもの

ア 営業上必要とする許可、登録等を有していることを証する書類、個人の資格者証等の写し

イ 呉市内に代理人（呉市との契約に係る入札及び見積り並びに契約の締結に関する権限を受任した者に限る。）が所属する営業所等がある場合は、営業所等所在調書及び呉市税に係る法人設置届の写し等

ウ 代理人を選任する場合は委任状

エ 指定する品目・業種の入札参加等を希望する場合は、当該品目・業種に係る調査票、確認書等

5 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、申請者について入札参加等資格がある者（以下「有資格業者」という。）として認定する場合は、令和7～10年度物品・業務委託等入札参加等有資格業者名簿に登録し、市内業者（呉市内に本店又は代理人（呉市との契約に係る入札及び見積り並びに契約の締結の権限を受任した者に限る。）が所属する支店等（印刷業者にあつては、これらに加え呉市内に自らの印刷所）を有する者をいう。以下同じ。）と市外業者（市内業者以外の者をいう。）に区分の上、申請者に通知する。不認定の場合はその旨を通知する。

6 資格の有効期間

この告示に係る入札参加等資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までとする。この告示に係る入札参加等資格の認定の後において、有資格業者が1に掲げる条件を欠いたとき又は不正の手段で当該認定を受けたと認められるときは、認定を取り消すものとする。この場合においては、今期の認定を再び受けることができないものとする。

7 変更等の届出

有資格業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、入札参加等資格審査申請事項変更届により、その旨を届け出なければならない。

(1) 所在地（住所）

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の氏名（個人の場合は、その者の氏名）

(4) 代理人

(5) 電話番号及びファクシミリ番号

(6) 印鑑証明に係る印鑑又は使用印鑑

(7) 組織内容

8 申請書等の配布場所及び方法

(1) 呉市ホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/~yodo/>）に申請書等を掲載する。

(2) 呉市契約課（〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号（呉市役所7階））で申請書等を配布する。

9 その他

(1) 臨時（追加）の資格審査申請及び入札参加等希望品目・業種の追加申請に係る時期、手続等については、別に定めて告示するものとする。

(2) 7の規定にかかわらず、呉市内における新たな本店又は営業所等の開設に係る変更事項の届出は、(1)の臨時（追加）の資格審査申請に係る時期においてのみ受け付けるものとする。

(3) 入札参加等資格及び資格審査に関する事項でこの告示に定めのないものについては、必要に応じて市長が別に定めるものとする。